

会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第3回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成17年7月5日（火） 午後6時34分～8時33分
開催場所	小金井市公会堂C会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 市民参加条例運用状況等について 議員が附属機関等の委員に就任することについて 委員の兼任と任期及び充て職について その他 3 次回推進会議の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	1 議会における議員の附属機関等委員就任の協議について 2 市民参加条例対象附属機関等委員構成等一覧 3 市職員・官公署職員附属機関等委員充て職一覧
その他	

平成17年度第3回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成17年7月5日(火)午後6時34分～午後8時33分

場 所 小金井市公会堂C会議室

出席委員 11人

委員長 室井敬司 委員

副委員長 水谷多加子 委員

木村雄喜 委員 土井利彦 委員

野瀬ふみ子 委員 大賀英二 委員

増田章夫 委員 森田真希 委員

尹龍澤 委員 吉岡伸一 委員

松永明 委員

欠席委員 1人

井村穰 委員

事務局職員

企画課長 伊藤茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 川合修

企画課主査 三浦真 企画課企画調整係主事 高橋弘樹

傍聴者 0人

(午後6時34分開会)

室井委員長 それでは、事務局の方に、井村委員が本日ご欠席されるという連絡と、それから尹委員が大学の講義で1時間ほど遅れるという連絡がまいているということなので、当面、出席の委員の方はおそろいになったということで、ただいまから第3回の市民参加推進会議を開催いたします。

会議に先立ちまして、本推進会議委員の市に勤務する職員の委員で、これは総務部長が担当されておりますが、白石前総務部長が退職されまして新たに松永総務部長が委員となりましたので紹介をさせていただきます。それでは、松永総務部長お願いします。

松永委員 松永でございます。よろしくお願いいたします。

室井委員長 ありがとうございます。では、お手元の式次第に従いまして進行させていただきます。郵送で送られているかと存じますが、議題1、市民参加条例運用状況等についてということで、前回の3月17日の委員会の中で今後審議したいということで発言が4点ぐらいあったかと存じますが、その中で公募委員の選任方法の問題、それから、議員が附属機関の委員に就任することについての問題、それから、条例の第4章から第8章まで、第4章というのは何かと申しますと、市民の意向調査、それから市民の提言制度と市民投票、市民と市の日常的な協働、協働のための活動拠点、この条例の具体的な役割を定めている部分かと思いますが、

そういうようなことにつきましての問題、それから、もう一つ最後に兼任と任期及び充て職についてということで発言がございました。そこで、事務局等のご尽力により、今回、今日は2議員が附属機関の委員に就任することについてと4委員の兼任と任期及び充て職についてを行いたいと考えたということでございます。これにつきまして、資料が今日はお手元の方に送られてきたものと、これ、全員に行ってますか。尹先生が要求されておりました附属機関等の設置根拠規定集というのが用意されております。これによって、いろいろな委員が選出されているかと思いますが、その根拠規定がでございます。ということで、本日はご案内のとおり、まず第一に議員が附属機関等の委員に就任することについてということで始めさせていただきたいと思っております。

それでは、事前に資料が配布されておりますので、事務局の説明をお願いいたします。

企画課長 それでは、提出いたしております資料につきまして説明をいたします。議会におきまして、この間、附属機関等の委員に議員が就任することにつきまして協議が行われております。そのことにつきまして資料を作成いたしました。資料1の議会における議員の附属機関等委員就任の協議についてということの資料でございます。

まず1枚目と、それから2枚目をごらんいただきたいと思います。平成9年の市議会議員の選挙の後でございますけれども、陳情が生まれて、原則として審議会等の委員に議員を選任しないということの内容を内容といたします陳情を議会の方が趣旨採択をいたしました。その関係でこの1ページの1にあります平成11年5月からの見直しということで、平成11年5月から平成12年6月にかけて協議を行っております。その結果、就任を取りやめる審議会あるいは減員する審議会、それから現行のとおり就任する審議会ということで、3種類に分けて協議が整いました。その結果、平成13年の市議会議員選挙後からそういった内容で適用するということが決まっております。

次に1枚目と、それから3、4、5枚目を見ていただきたいと思います。1枚目の2番です。平成14年4月からの見直しということで、平成14年4月から平成15年2月にかけて議会の中で議会改革について調査が行われております。その中で議員の各種審議会等への就任の見直し及び兼務報酬についてを協議しております。その結果はこの一番最後のページに、審査の結果不一致ということで見直しは行われておりません。その後なんですけれども、平成15年8月から平成17年2月に同じような形で議会改革のその2ということで議会の中で協議が行われておりましたけれども、その協議の協議事項にはこの本件の附属機関の委員に議員になることについてということは協議されておられません。

それで、3番目です。平成17年、今年の3月に市議会議員の選挙が行われて4月に臨時会がありまして、それぞれ附属機関の委員に議員が委員になることについて推薦等が行われておりまして、そこに書いております7つの附属機関等に議員が委員として就任しております。従前、平成11年から12年の見直しで議員が委員になっていたものにつきましては10個、10の機関があったわけなんですけれども、16年4月から市民参加条例を施行いたしました。その

関係で社会教育委員、それから公民館運営審議会委員、それから図書館協議会委員、この3つの委員につきましては、それぞれ附属機関の中で協議が行われて、条例改正をして議員の委員就任を行わなくなったということがございまして、10の附属機関から3つ減りまして、今回7つの附属機関に議員の方が委員になるということでございます。

次に、議員という身分でその委員になっているのかどうかということにつきまして、若干ご説明をさせていただきます。次の議題の中での資料を使いたいと思います。お配りしております資料2でございます。これは、附属機関の設置根拠の条例と、それから、それぞれの附属機関の委員の構成を一覧表にしております。それと本日配付しております設置根拠規定集を参考に見ていただきたいと思います。

まず、議員が委員として就任しております7つの附属機関のうち資料2のNO.6、消防団運営審議会、こちらにつきましては本日お配りしております根拠規定集の下の方に番号を振っておりますけれども、7ページを見ていただきたいと思いますけれども、7ページに消防団運営審議会条例がございます。その3条のところに組織ということで、学識経験者から関係行政機関の職員までの方が委員になるのだというのが書かれておりますけれども、この3条の2項の2号に小金井市議会議員ということで3人という規定がございます。

次に資料2の8番、NO.8の交通安全推進協議会、これにつきましては規定集で言いますと10ページになります。番号の10番、これだと第6条に委員ということで、この中では議員さんが選ばれているんですけども、ここに書いてある規定では学識経験者という中から議員1人を選出しております。

続きまして、資料2のNO.15、国民健康保険運営協議会、規定集では19ページになります。国民健康保険条例の中の第2条で、国民健康保険運営協議会の委員の定数ということで規定がございまして、この中で議員さんにつきましては、公益を代表する委員5名のうち4名の方が議員さんの委員でございます。

それから、次に資料2のNO.22になります。民生委員推せん会、これにつきましては規定集の28ページを見ていただきますと、これは民生委員法という法律がございまして、これの第8条に民生委員推薦会の組織が書かれておりまして、その第2項の第1号に市町村の議会の議員ということで規定がございまして、これは1人でございます。

それから、資料2の27番、市民健康づくり審議会、規定集の39ページになります。こちらは第3条に規定がございまして、3条2項の2号で市議会議員1人ということでございます。

次にNO.35番、青少年問題協議会でございます。規定集では47ページ。47ページに地方青少年問題協議会法という法律がございまして、その中の第3条第3項、委員は、地方公共団体の議会の議員のうちから、公共団体の長が任命するという規定がございまして、それを受けまして青少年問題協議会条例の方に第3条、市議会議員のうち市議会が指名する者ということで5人になっております。

それから、最後なんですけれども、資料2のNO.38番です。都市計画審議会、これにつ

きましては規定集の53ページに都市計画法が載っております。その中の77条の2という条文がございまして、その第3項で市町村都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるとなっております。次のページに都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令というものがございまして、その中の第3条第1項では、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとするという規定を受けまして、次のページの、55ページでございますけれども、都市計画審議会条例の第3条第1項第2号で、小金井市議会の議員9人以内という規定になっております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

室井委員長 どうもありがとうございました。今、事務局の説明がありましたので、今の件につきまして、何か質疑はございますでしょうか。

水谷委員 すみません。

室井委員長 はい、どうぞ。

水谷委員 学識経験者という枠の中から議員が選ばれているという規定、防災会議の条例に入れているという規定なんですけれども、一般的に学識経験者というのはだれを指すのかということで、私はいわゆる大学教授みたいな人が学識経験者と呼ばれていると思っていたんですが、議員がそれに当てはまるというのを初めて聞いたんですけれども、その解釈についてどうなんでしょう。

室井委員長 学識経験者の中に議員が含まれているという実態があるということで、その点、どういういきさつか、事務局の方はご存じですか。

松永委員 今、総務部長を担当しております。その前は総務課で法制執務いわゆる条例をつくっていたんですが、その関係でこの学識経験者についてちょっと説明したいと思います。

地方自治法上、学識経験者という規定があるわけです。それは、地方自治法が施行されてから学識経験者ということで、いわゆる一般的にその分野の専門的な知識を有する者と、こういふことになっております。正確な条文は別ですけど。それについて、各都道府県、市町村については、その学識経験者についていわゆる大学教授とか各業界団体、各専門分野、それから町会自治会等々それから、関係団体。ただ、それは時代とともに地方自治がだんだん複雑高度化されるにつれてそれらがだんだん追いつかないということで、本来学識経験者については先ほど、ここにもありましたように、一般の市民とか業界の方、それから町会自治会のそういう方から選出されたんですが、なかなかそれが追いつかないということで、年度は忘れましたがその後地方自治法が改正されまして、識見を有する者ということになりました。それで、識見を有する者というのは学識経験よりもさらにより高度なものだということで、特に地方自治法の改正で監査委員が、特に監査を充実させようということで、今までは学識経験者だった。それがやはり権能を樹立する高度な知識をもって監査に当たるということで、識見を有する者ということに変えたわけです。したがって、当市の場合も各種審議会、委員会とありますが、

識見を有する者ということと学識経験というのを分けております。では、学識経験はどのようなものかということになりますと、例えば1つの例で言えば小金井市情報公開個人情報保護審査会、審査会というのは要するに行政不服審査法に基づく審査機関ですね。ですから、その審議については裁判所と同じ機能を持ちますので、委員さん5人いますが、弁護士さんが3人、それから大学の教授が2人ということで、専門的に裁判と同じような形で審査するというので、これについては識見を有する者というふうに規定がされています。したがって、今では自治法の関係では、ほぼ大体今言ったような見方が一たん整理されているのではないかと。ただ、なかなか条例等改正を必要とする部分もありまして、まだ全部整理できていないんですが、大体このような方向で整理していけるのではないかなと思っています。

以上です。

大賀委員 今の部長のは議員が学識経験者に当たる根拠というのは何かという質問だったと思うんですが、何か答えられている中身が私にはよく理解できなかったんですが、2つに分かれたという話はわかるんですが、それがどう関係するんですか、議員が。

松永委員 それで、先ほど学識経験についても先ほど説明したように、自治法の中で、今までの経過の中で学識経験と、いわゆる議員さんを今まで充てた事例が多いです。ですから、条例、法令もそうですが、その中で市議会議員という規定がありますね。そのほかに学識経験の議員。その中で、学識経験の中で今までも各審議会、委員会等の中で市議会議員はちょっと別個なんです。ですから、そういう経過の中で設けられたと。だから、先ほど事務局の方から説明しましたように、市議会の方でも議会改革の中でこの見直しが行われてきまして、学識経験の中に議員さんを当てはめるのはおかしいじゃないかという見方もありました。ですから、だんだん変わってくると思いますが、まだまだ整理されてなくて、最終的にはその審議会、委員会の中で判断されていくというように思います。ですから、まだ完全になくなっていくわけではないし、なおかつ存続する方法もあります。それは各審議会、委員会の判断という事になるのではないかなと思います。

室井委員長 よろしいですか。

水谷委員 確認させていただきたいんですが、もともとその地方自治法の中で学識経験者というものの規定として考えられているものは市民でも構わないという。そういう知識を有していれば、業界団体から例えば代表して来ても学識経験者と。

松永委員 つまり、先ほどいいましたように地方自治が誕生してから学識経験を有する者をどうするのかという動きが結構あったんです。それ途中の経過は省きますが、先ほど識見を有する者ということの説明させていただいたんですが、やはり地方自治がかなり複雑高度化になるにつれて、今まで学識経験って大体名誉職だったわけですね。各審議会において、ですから町会自治会とか、また業界団体、医師会、薬剤師会、それと各種業界団体、それらから学識経験というのを選んだ。その中に議員が入っていた。ところが、最近、先ほど識見を有する者と説明しましたが、そのほかにやはりそれだけではなかなか各審議会、委員会等のやりとりの中

で市民の意見が反映されにくいのではないかという声が結構上がってきたわけですね。いわゆる業界団体とか市議会議員さんとか、そういう中ではなかなか全体の見方が、市民の意見が反映されないのではないかということで、今回この市民参加条例の中で、いわゆる市民も入れる、市民については公募するというので、この市民参加条例のできた以後、市民の位置づけがきちっとされてきたという経過があります。したがって、今までは市民というのは市長が委嘱する。または業界団体を含めてそこから市民という位置づけで選出するというような動きがあったんですが、やはり今言いましたように公募をするということで、今まで一般市民とか公募市民とか市民代表とかいう用語を削りまして、単なる市民にする、市民の場合については公募枠にするということで、この公募の枠がどんどん増えていくというような傾向があります。

森田委員 ただ、私はこれ見ていて議員が入っているというのは、議員は選挙によって市民によって選ばれてきた人たちであるわけですから、議員がこの中に入ることによってより一般的に広く市民の声を代表できるものであるから入っているかと思ったんですけども、でも、今お話の中では、議員や学識経験者だけだと市民の声が広く反映されてないという点がちょっと……。

松永委員 当時、そうだったわけです。市議会議員も公募というか公選で選ばれていたわけですね。したがって、市議会議員さんもそれぞれ市民の意見を代表して、またそれぞれの地域なり自治会町会なり業界なりを代表して来ているんだから、当然、公的な立場をもって各審議会、委員会等で発言するということがあったんです。そういうことをやったんです。ですから、ただ、その1つの欠陥として毎回指摘されているんですが、各審議会、委員会等に議員さんが入っているということは、その各審議会、委員会等で仮に諮問して答申が出されますね。または、それに基づいて条例をつくるとか市の制度を変えるとか新しい制度をつくるとか。これについては議会でもたまたもう一度議論するんです。条例などは。ということは、議員さんが自分で委員さんに入っていて、なおかつ議会でもたまたもう一度審議するということになる、本来おかしくなってしまわないかと。自分がつくったものを自分が審議すると。こういう欠陥が目立ってきたので議会の方でも、さっき事務局が説明しましたように市議会の中でもやはり議員さんとして審議する立場とつくる方を分けようというような動きが出てきたんです。いいか悪いかじゃないですよ。ですから、そういうのが大きくなって今回公募市民ということが出された。

例えば、都市計画審議会がありますね。議員さんが9名いらっしゃる。都市計画審議会は9名の議員さんがいて、なおかつ都市計画審議会が決まったことをまた議会でもって議論することになると、また自分たちが判断するのはおかしいじゃないかという図式に映るので、ある程度そうしたら、都市計画審議会は法律で決まっていますからそれは別として、それは無視できませんから。そういうような意味でもって、いわゆる市民、いわゆる公募の方たちを増やしていくというような傾向が出てきたのではないかなと。

室井委員長 土井委員、どうぞ。

土井委員 この前ちょっとその件でお聞きしたのは、実は立法と行政の関係をちょっとお聞きしたわけでありまして、客観的には今おっしゃったように、実は単なる議員さんというのは、選ばれたというのは立法に関して主に選ばれているわけで、実は行政の中にそこまで入り込んでしまうとその部分が恐らくねじれが起こるだろうということで質問したわけです。それと、今、都計法に基づくやつでも、それでは人数まで規定されていますか。委員の人数そのものを。お手本の中では、恐らくそれはないと思うんですよね。議員何名ということは。

森田委員 総数しか書いてないですね。

松永委員 人数というのは決まってないですね。条例でもって9人以内。

土井委員 条例で決めちゃってますよね。というのは、やはり都計法なんかもやはりどちらかということ、今のあり方というのは条例にしても何にしても大半が実は行政提案という形になってますから、その中に最初から議員が入ってしまったりすると、さっきおっしゃったように非常に異様な形になってしまうといえますか、本来そういうものとは離れた形で、別の場で客観的に議論して議会の中で審議しなきゃいけないはずのものができなくなってしまうんじゃないか、そのところがやっぱりちょっと気になっています。

企画課長 都市計画審議会ですけれども、設置根拠規定集の54ページのところを見ていただきますと、54ページの次のページなんですけど、第3条第3項で「前二項の規定により任命する委員の数は、五人以上三十五人以内とするものとする」ということで、一応大枠では都市計画の政令の中で5人以上35人以内という形では書かれております。

木村委員 総数ですよ。議員の数ではないですね。

企画課長 ええ、もちろんそうです。全体の数として5人以上35人以内。

土井委員 あくまでそれは議員の数とかそういうことじゃないということですね。

企画課長 ないです。

土井委員 基本的に、法の場合、日本の場合それをこれでやっていくのはなかなか難しいので仕方ないと思いますけども、全体の方向としてはやはり議員が、やっぱり行政の中の審議会に入っていてちょっとおかしいなという気はいたしますけれども。

室井委員長 この会議では、そういった見直しが必要であるわけですね。見直しをしていくということなんですけど、今言われたように、法令設置の場合は、一応大枠はしようがないですね。今の都市計画審議会なんかについては人数のところはまだ数までは決まってない。それで、条例で決めるということですから、そういう区分分けをしていかなきゃいけないと思うんですけども、方向性として、この会議で皆さんが基本的にすべて議員さんが法令必置以外はやめていくべきだということであればそういうような提言もあり得るでしょうし、場合によってはこの審議会は議会の議員がいた方がいいというのがあれば、それはその方向でいけばいいかなと思うんですけども、何分内容的に必ずしも理解していないところがございますので、それを分けていくというのはどう入れたらいいかというのが今、大変勘案されるという形ですが、しかし法令の根拠はあっても人数までは決められていないということであれば、相当上限

の量というのはありますから、どうするかということなのですが、しかしながら、今あるのはこの7つということですね。なので、この7つを1個1個考えていくかということになりますが、どうでしょうか。そういう方向で1つずつ考えていくと7つぐらいならばできる範囲かもわからないですけど。いかがでしょうか。

大賀委員 先ほどの最初の説明で大体は分かったんですが、要するにこの7つの中にも議員として入っているところと、有識者、学識経験者ですか、という、議員としてでなく議員が事実上入っているところとがあると。それから、規定は確かにあって入っているんだけど、それが強行規定として入れなきゃいけないということになっているのか、それとも入ってもいいよというふうになっているのかという規定の仕方がまた違っているのではないかというふうに思いました。それと、あとは人数についても、総枠として何人の審議会をつくりなさいという規定はあって議員は入ってもいいよというふうになっていても議員は必ず入らなきゃいけないというふうになっているのか、議員は何人まで入ってもいいよというふうに上限を決めているのかとか、そういった規定の仕方が7つのものにおいてそれぞれ何か違っているような感じがしたので、その辺をもう少し整理した上でどうしても入るという強行規定であれば、それは法律を変えない限りはここで入れるべきでないという答申を出してみてもしょうがないわけですから、それは意見としては出していいと思いますけども、まずそうではなくて、強行規定でも何でもないと。単に入ってもいいよ程度のものから検討していくというような、そういった分け方をした上で検討してみたらどうでしょうか。

室井委員長 今、大賀委員の方からそのような提案がありましたが、いずれにせよ、そうだとすると条例の部分を見て判断していかなくてはいけないということになりますが、先に、ではその法令必置かどうかということからございますか。

企画課長 では事務局から、今の部分でございますけれど、資料2を見ていただきたいんですが、一番上の表の右側のところに法律の欄がありまして丸印がついているものがあると思います。これにつきましては、国の法律とか政令の中で委員の構成につきましては規定があるというもので、番号でいいますと7番の防災会議、それから15番の国民健康保険運営協議会、それから22番の民生委員推せん会、それから24番の介護保険認定審査会、それから35番の青少年問題協議会、それから38番の都市計画審議会、こういったものにつきましては委員の構成につきましては法律で決まっているというものでございます。

それで、先ほど申し上げました7つの、議員さんが委員になっているもののうち法令に構成が定められているものにつきましては15番の国民健康保険の運営協議会、これは公益代表という形でございます。これは議員という規定はされてございませんけど、公益代表ということで法律の規定があります。それから、民生委員推せん会、これにつきましては民生委員法の中で市議会議員に対する規定がございますので、ちょっと条例とかで変えることは現時点では難しいと思われます。それから、35番の青少年問題協議会、これにつきましても法律の中で市議会議員という形で議員さんを入れなければいけないと。法律の中で決められております。た

だ、人数は決まっておきませんので、人数の部分は条例で規定できますけれども、一応構成の委員としては議員が入るということでございます。それから、都市計画審議会につきましても都市計画法、先ほどの政令の中で議員というものが入りますので、人数は別にしまして議員が入るということになります。ですから法律で決まっているものは、議員という資格で法律で決まっているのは3つですね、民生委員推せん会、それから青少年問題協議会、それから都市計画審議会、この3つを除いた部分につきましては条例の中で改正等を行えば委員にしないことができるということになっております。

室井委員長 今、事務局の方から資料を含めてご説明がりましたが、法律で議員と指定されているものが22番の民生委員推せん会ですか、これは人数まで決まっているんですね。

企画課長 人数は決まっておきません。ちょっとお待ちください。

室井委員長 今、1名とおっしゃった……、決まってませんね。

企画課長 民生委員法の中では条例集の28ページなんですけど、委員はということでそれぞれ2人以内ということなので、法律上では市町村議会の議員1人か2人ということになっております。ただ、小金井市は全部1名で全部で7名。

室井委員長 全部1名ずつということですね。

企画課長 そうです。ですから、法律では2名以内にしろという。

室井委員長 2名以内。ということは、これについては、やっぱりもう何もできない可能性が高い。ほかはいかがでしょうか。この民生委員についてはもうどうしようもないという。増やせという人はいないですね。ということで、これはこのまま現状維持ということですね。

そして、次でございますが、次が35番の青少年問題協議会で青少年問題協議会は47ページで……。

企画課長 47ページの第3条。

室井委員長 3条の3項ですね。議会の議員、これは人数は書いてなくて、条例で5名にしているわけですね。人数は書いてなくて条例で5名にしているということですが、この点、5名という人数は何か理由があるんでしょうか。

木村委員 すみません、これ、素朴にわからんですけど、この3項の規定というのは、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちからということですよ。ですから、それぞれからという意味ではないですよ。必ずしも議会の議員が入るということをこれで規定をしているわけじゃないんじゃないかなという気がするんですが。

水谷委員 そうですよ。この中からどこからとってもいいですよという規定ですよ。

室井委員長 ちょっと解説を正直知らないんですけども、見てみないとどういう趣旨でこう言うふうな規定になっているかはわからないんですが。

松永委員 すみません、市役所で法制担当ということで解説させていただきます。一般的に法律又は条例、いわゆる政令とも絡みますが各種委員の組織についての規定の仕方なんですけど、例えば4分野あるとしたら4分野ということになります。ご指摘のあった、このうちからとい

うのがそのとおりなんです。ですが、少なくともその前に議会の議員、関係機関の職員、それから学識経験者ということがある以上、少なくとも常識的に考えればこれらのそれぞれの分野から人数は別として選出するのが一般的です。ですから、例えば議員を含まないということであればもともとこの議員という部分がカットされているはずなんです。

木村委員 常識的にと言われちゃうとちょっと……。

松永委員 というか、法制執務上の。

室井委員長 やっぱりそうだと思いますね。そうでないとここに挙げる意味がないですから、枠をつくってその中から10人を……。

木村委員 ただ、先ほどの民生委員法でいうとそれぞれ2人以内というふうに、わざわざそれぞれというふうにもいっているわけですけどね。

室井委員長 そうですね。それは何ページですか。

木村委員 28ページ。そうかな、でもこれ、普通素直に読んだらそれぞれのうちからというふうに思わないんじゃないかと思うんだけどな。

室井委員長 それは、範囲を限定するということもあり得ますけども、それぞれ少なくとも1人ずつという解釈もありますね。

土井委員 ここでそういうふうに多面的に解釈できるもの、つくりますかね。

室井委員長 これは、必ずしもよくわかりませんが、できた年代はそれほど変わらないんですけども、多分、いろんな改正があって、その年代によって書き方も変わっている可能性もありますよね。何といってもこの解説を詳しく見ればそれなりには書いてあるんでしょうけれども、ちょっと私はその部分を知りませんもので……。

大賀委員 ちょっと話はそれてしまうんですが、ここの条文のところで関係行政機関の職員というふうに書いてあるところの理解なんですけど、こちらの一覧表の方の委員構成というところでは、関係行政庁の職員4人以内というところに加えてとして市の職員4人となっていますが、この市の職員4人というのは、この青少年問題協議会法の第3条の3項の関係行政機関の職員の中に含まれるという理解でこの4人、市の職員4人が入っているのか、それともこの3条の3項とは関係なしに市長が特段その市の職員4人を入れているのか、その辺はどういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

室井委員長 これは素直に読めば3条に書いてある、何かこの3つのものから選ぶわけですから、この中で見れば関係行政機関の職員、または学識経験がある者がどっちかですよ。

大賀委員 どっちか、小金井市の職員が入っているという理解ですか。

松永委員 というか、そうせざるを得ないなと。そう解釈せざるを得ないのではないかなと思います。一般的にはこの、さっき言いましたように……。

大賀委員 いや、法律は強行規定でなければ勝手にプラスしてもいいのか、それとも強行規定としてプラスしてないのかということ。

松永委員 青少年問題協議会条例、昭和34年にできたんですよ。先ほども、今、委員長

がおっしゃられましたように、法律の制定、特に昭和20年代から法律が変わりました。さっき言った「うちから」とかそういうのとか含めて解釈がどんどん変わっているんですね。それでもってこういうものについて今現在の解釈ですと、この青少年問題協議会法の関係行政機関の職員というのは現在の解釈ですけれども一般に市の職員以外の職員なんです。

大賀委員 そうですね。

松永委員 これができた当時の現実に職員が選任されている以上、この条例の解釈からいえば市の職員は関係行政機関の職員ということで当てはめざるを得ないかと、こういうふうに思っております。

室井委員長 質問の趣旨はそれを含めてあれですか。すみません、関係行政庁の職員というのもあるかということですか。

大賀委員 いえいえ。そこはちょっと。

室井委員長 この関係行政庁の職員というのは、これは何なんですか。

松永委員 一般的に、一般論ですけれども、関係行政機関、関係行政庁。行政庁というのは国のレベルの話でございます。行政庁というのは。地方公共団体等は含まない、一般的なものでいえば国の機関。ですから、例えばここにもし入れる場合については警察、要するに国の機関。だから国家公務員の方とか、そういう各省の機関の方。文部科学省とか、あと場合によっては研究機関とか、そういう消防の機関とか。

室井委員長 具体的にどういう方がなってらっしゃるんですか。

企画課長 警察署長、保健所長、あとお二人はちょっとわからないんですけども。

室井委員長 やっぱ行政庁なんですね。意思表示をする権限を持っている機関ですね。要するに。だから、そういう意味では正しいと言えば正しい。これが関係行政機関の職員の中に2つあるということですかね。

水谷委員 関係行政庁の職員はここに出てますよね。49ページの第1条2項に、小金井警察署長と多摩府中保健所長と、あと、この東京家庭裁判所八王子支部調査官と小平児童相談所長です。

室井委員長 家裁の調査官は行政庁ですかね。

尹委員 行政庁じゃないでしょうな、これは。

水谷委員 細かく聞きたいですね。

室井委員長 細かくはっきり決まっているということですね。ということは、これは日本全国多分このような多分模範条例か何かがあってつくられている可能性が高いので、こんな感じになるんですかね。まあ、青少年の問題ですから警察とか保健所とか家裁の調査官、児童相談所というのは必要だということなんでしょうね。むしろ、これは当然必要だと思われませんが、本題の方に戻りまして議員さんの件でございますが、この場合には人数がさっき、そうですね、もともとの質問は「のうちから」というように議員を選ばなくてもいいんじゃないかという、こういうご質問でありましたね。

木村委員 いや、その解釈というのが、解釈ということであればですよ、逆に。どこでどういう解釈なのかということがよくわからないんですが、先ほど土井委員もおっしゃられたように、議会というものの性格と行政というものの関係を整理してどういうふうに解釈するのかということをもう一回きちんとしてみる必要があるんじゃないかなというふうには思います。

室井委員長 解釈はだれがやるかということは今、申されましたが、これは基本的には条例で決めているわけですから、議会がそのようなものとして認識したということになるわけですよ。で、事柄の性質ですね、青少年問題を考える上で、議会の議員さんがやっぱり必要だというのがこの法律の考え方だとは思いますが、それはどこから来ているのかということ、やっぱりあれですか、住民の代表がここにはないですよ。学識経験者と行政機関のことは挙がってますけど、地域住民の委員の名前がないですね。ということは、その部分を議会の議員さんたちも充てることができるという趣旨でしょうか。

木村委員 ただ、それこそこの法律が制定されたら時代の背景ということが、考慮される必要がある。その場合にはむしろあるんじゃないかというふうに思うんですよ。今の時代は明らかにもう違ってまして、青少年という枠組みに対する問題に関心を持っている人というのははるかにいっぱいいると思います。それだけ社会的に関心と呼んでるし、具体的にNPOやらの団体も含めて携わっている人たちがいっぱいいると思うんですよ。ですから、そういう現代的な環境を、社会的な環境を考えずに解釈するというものでもないんじゃないかなというふうに思います。

室井委員長 まあしかし、ここにその人たちの代表を入れるというのは難しいですよ。つまり、これはもう法律でこの3つの中から選ぶというふうに書いてありますよね。だから議会ははずす……。

木村委員 だからそこが解釈……。

室井委員長 解釈でもそれ以外のものをつけ加えるというのはちょっと難しいんじゃないですか。NPOの代表のところにつけ加えて。

木村委員 いやいやいや、それこそだって学識経験がある者という解釈もあるので…。

室井委員長 そうなんです。

木村委員 かなり幅がある話ですよ。

室井委員長 学識経験者としてNPOの代表者が入ることであれば、それはまたそういうこともあるかもわからないですけど。

水谷委員 学識経験がある者の中に今のNPOで青少年問題に特化してやっているような団体の代表であればもちろん入ってくるということでしたよね。一番最初の質問の答えからいくと。議員はどちらかというと市民を代表している、市民が選んだ立場の人としてここへ入っている。これがとてもわかりやすいことだと思います。

室井委員長 そうです。だから、これ、人数が多いんですよ。一定の党派じゃなくしているところの代表が入ることなんじゃないかな。多分最初の趣旨は。

水谷委員 でも学識経験者の方が多いんですよね。規定では、12名以内になっている。

室井委員長 妥協の産物ですから。

増田委員 条例で12名以内と規定していて要綱で詳しく具体的に挙がっているんですか。学識経験者及び、1から4で青少年関係、教育関係、福祉関係、だからさっき言ったNPOの関係もこの中に入ってくればある意味では選べないこともないかなと思いますけど。

室井委員長 そうですね。

増田委員 ですから、要綱の中で具体的に12名を規定してますから、この要綱の中の考え方、これを見ると16年の4月1日にも改定をしていますよね。かなり見直しをしょっちゅうやっているようなので、木村さんのおっしゃったような意見、入れていくとすればそういう中で改定しながら入れていくということになると思いますけれども、要綱自体は議会の、条例は議会で承認受けなければなりませんけれども、要綱はやっぱり同じですか。

松永課長 関係ないです。

増田委員 関係ないですよね。

松永委員 市長の権限です。

増田委員 市長ですね、これね。ですから、そういう意味じゃ、行政に要望するという形で変えていくことは可能かなと思うんですけれども。

室井委員長 そうしますと、委員さんの関係でこれをどのように提言していくかということですが、解釈もあり得るでしょうが、やむを得ない。1名は少なくとも入れるかなという解釈、今までは出してきたと思うんですけれども。皆様のご意見どおりもちろん提言はしていけばいいかと思いますので。

これ、住民代表という形では条例の中では出てませんから、ある意味では市議会議員がそれを代表するということになるんでしょうけれども、その人数の5名がまたいいのか悪いのかという問題が出てくるんでしょうけれども、条例では一応5名という規定になっていますよね。

土井委員 そうですね。逆に市民代表をなかなか入れにくいとなると、党派性が偏ってはこれは逆にまずいんですよね。

増田委員 そう、そのための5名ですね。

室井委員長 ということはあれですか。現状でよろしいですか、今のところ。

土井委員 法的に決まっているものを我々が踏み込んでいくのは、また違った場面になってくると思いますから。ただ、やはりちょっと気になるのは、法令で決めた場合、どうしても自治の発想よりも統治の発想が先に出てきがちなものですから、なるべく市民の意見が入るような構造というのはとっておいてほしいなと思っています。どうしても、法令を上から決めてしまおうという形のものでどうしても先行しがちになってしまいますので、少なくとも、今我々が議論している市民参加という形で考えたときにはそういう統治の発想ではなくて自治、まさに市民が自分たちでいろいろ自分たちで責任を持ってやっていくんだという発想から組み立てていくはずなものですから、その辺の意向は意見としてくみとっていただけるようにした方が

いいかなと思っています。

室井委員長 おっしゃるとおりですね。ですから、本当はこれは法律を改正した方がいいとは思いますがなかなかそうもいかないからできることをするということになりますので。

当面の課題ですけれども、議会の議員さんが5名というのは、今のところはこれでやむを得ないということでしょうか。

土井委員 基本的に選ぶ場合は党派性をいろいろ考えながらお選びになっているということですよ。偏らないように。

松永委員 議員さんを選んだ場合について、今言った党派性というのはあるんです。

土井委員 そうですよ。

松永委員 例えば、選挙管理委員につきましては党が推薦するんですね。政党推薦なんです。ですから、政党推薦、党が推薦というのがこういう委員さんの規定の仕方の中にはあるんですね。つまりその一定の勢力、一定の会派等を代表した方たちということでは、ただ公職選挙法によって政党推薦は1名だけ、2名はだめだとかそういう細かい規定があるんですけど、ある程度その政党の立場、いわゆる公党ですね、公の政党についての立場を訴えた場合、立場を明らかにする委員というのもあるんですね。これはこれで別として。それはあります。そういう規定はあります。

室井委員長 多分、そういうことになってきて、慣行的になっていくんではないでしょうか。この点、青少年問題協議会の委員はこれでよろしいですか。

野瀬委員 こういう意見を入れることができるかどうかわからないんですけども、やはり今のお話を聞いていてやっぱり今の子供たちの問題というのは何とかしなくちゃということで小金井の中でもいろんな活動をしている人たちがたくさんいると思うんです。自主的な形でやっているといるんですけども、学識経験がある者という枠の中に、もしやっぱり子供たちの状況を考えて活動している団体ですとか、考えているグループの人たちを入れるというか考え方としてなんですけども、そういう考えの中に当てはめていくことができるのであれば地方青少年問題協議会というものがどういう中身なのかはちょっとわからないんですけども、今の望ましい方向としてはそういう方々が入れるような形というのが望ましいと私は思います。

松永委員 要綱の第1条でありますね。青少年関係団体4人、教育関係3人、福祉関係2人、これとは別にということですか。

野瀬委員 そうですね。法律を変えるまでは考えというか、解釈としてそういう要望があるということですよ。

松永委員 ですから、この49ページの要綱がありますね。1条。青少年関係団体のところから、教育、福祉関係から既に選出されているんです。

増田委員 この資料の。

野瀬委員 ええ。

森田委員 この中に自然に入ってくるんじゃないですかね。

野瀬委員 ああ、そうですか。

増田委員 資料2の31番から37番って、ほとんど審議会とか条例の策定の委員会もありますけども、いわゆる子供に関する審議会ですね。ですから新しい分野が出てくると、例えば子ども家庭支援センターだとか、のびゆくこどもプラン小金井だとか、そちらで、結局一番古い青少年問題協議会は何か全体を網羅しているんだけど、個々のいろんな問題についてまた新しい審議会がいっぱいできてるわけです。そういう感じがしますよね。だから、ほかの審議会と青少年に関する審議会と、今、青少年問題協議会との関係といたしますかね、その辺がちょっと読みにくいなという感じがしますが、ほかはかなり具体的ですね。31番から。

室井委員長 この問題はこういった委員、こういった団体を指定し、なおかつその団体の中でもどれを指定するかというような非常に細かい話になって、もしそこまでやっているようですとまたいろいろと段階を追ってやっていけなくちゃいけない部分かなと思うんですが。というのは、今のところ、前回挙がった議題の中でもそこまではまだ挙がってなくて、こういった団体推薦というか、どういう仕組みなのかわかりませんが、この団体、大枠が決まっててどういう団体から選ぶかということはまだ不透明な部分がございます、それを審議するという場は必要であればまた設けてということにして、当面、次第の方の議員さんの、野瀬さんの言われたことは残しておりますので、議員さんの方へ進めさせていただきます。では、これは、やはりこの青少年問題の方はこれでいいということですのでよろしいですね。では、あとはもう一つは都市計画審議会、こちらはいかがでしょうか。53ページ、資料の根拠規定集の53ページでまず都市計画法があって政令で定めると書いてありまして、次の54ページの政令の3条で市町村都市計画審議会の委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき市町村長が任命するということで、この数が5人以上35人以内ということで決まっているということまで先ほど説明がございました。で、本市ではどういう形になっているかということ、次の条例の第3条ですか、条例の第3条におきまして学識経験のある者が6人以内、小金井市議会の議員が9人以内、関係行政機関の職員が4人以内ということでございますね。このところは議員さんについては9人ということですが、これは住民も入っているんですか。これは住民はどうなんでしょうかね。何か政令の方の3条の2項では住民というものもありますけれども。

尹委員 たしかに19人とありますね。

室井委員長 19人。

尹委員 委員19人のうち1から3までで19人ですね。

室井委員長 ということは入ってないということですね。住民は。これは、条例ですから、今後必要があれば住民を加えることはできるということには変わりありませんね。それはそれといたしまして、ここでは議員さんが9人以内ということになっておりますが、これは相当多いですけど、これはちょっと党派じゃないような要素がありそうなんですけど、何か理由があるんでしょうかね。部長さん、何かありますか。

松永委員 昭和32年にこれできた条例なんですね。かなり前に、昭和20年代前後にこれ

が改正されてますので最初に制定された年代はちょっと分からないんですが。

室井委員長 市町村はそもそもなかったんですね、最初はね。都道府県だけが都市計画審議会があった。

松永委員 ええ、それで32年にこの都市計画審議会条例ができたんだと思うんですね。多分、そのときの経過の中で地域代表、市議会議員さんの場合は地域ごとに選出されるというのが当時多かったんです。

室井委員長 都市計画ですからね。

松永委員 そうですね。そこだけ地域が違いますよね。東小金井、武蔵小金井、新小金井とか。ですから、その地域の人たちの議員さんの割り振りでこうなったんじゃないかなと思うんです。実際はわかりませんが...。

室井委員長 では、党派というよりは地域の。

松永委員 ですから、町会自治会長だったかもしれないし、このときは多分地域代表、都市計画はその地域ごとの計画ですから、そういう意味で選んだのではないかと推測されます。

土井委員 実は都計審の場合は、結構住民の生活そのものにかかなり密着した形でいろんなものが起こってしまうので、少しその辺の角度から見直しておく必要があるかなと思うんですが、道路1つでもどんどん変えることができるという、どちらかというとかかなり権限を持った会議である。これは、今の形でそこで流動的なことがいろいろ起こってもこれは困る。はっきり言えばまさに何十年後の小金井市の町の姿そのものもある程度見た形で決めなきゃいけないわけですから、そこでかなりこれ冷静な方たちに実は入ってもらわないと困る審議会の1つだと思うんですね。そこで、議員ですとどうしても、これは言っては悪いですけども、どうしても利益誘導しがちなところが出てきてしまうということで果たしていいのかどうかという問題がこれはかなり残ってくると思います。

特に議員さんの場合は、選挙で選ばれるという形はありますけれども、実は選挙で選ばれることとある程度いろんなものを誘導していくということは裏表になっていますから、こういうふうな、どちらかというとか非常に生活に密着した中で果たしてこれだけの議員さんが入っているのかというのは気になることです。

森田委員 これだけ回数を重ねている中でそういう人数のこととかなかったんでしょうかね。

松永委員 条例改正の場合は、条例を改正するという必然性がなければ改正しないことになってきます。ですから、結論から言えば改正する必要がないというふうに市長も議会も判断したんじゃないかと。

水谷委員 こちらの今の54ページのところの第3条2項の中では「住民のうちから任命することができる」と書いてあって、その上の議員のところは「するものとする」だから、これは義務ですよ。その次の2項は任命することができるという位置づけですから順位的には下にはなっているんでしょうけれども、市の条例になってしまった途端に議員9人以内となっていると、もうここには市民を選ぶという意図がここの中にも全然感じられなくなってしまうん

ですが、この上の54ページの方を知っている人は分かるけれども、この市の条例だけを見た人は市民がここに入るといふ余地があることを全然分からないという規定だと思うので、議員が何人かというのを議論するのであれば、市民という枠をここに増やすのであれば議員を減らす必要があると思いますし、政令の第3条第2項の取扱いみたいなところがこの条例の中でちょっと軽すぎるんじゃないかという気がします。

大賀委員 その辺については多分今日のこのテーマとは直接関係ないと思うんですが、要するに条例は公募の委員を30%程度は置けというような規定もあるわけですから、今言った意見に即して言えば当然この第2項の「することができる」というところを汲んできちっと条例をつくり直すのが筋ではないかというふうに私は思います。

室井委員長 そうですね。公募委員の選任方法等というのはありますが、選任方法だけではなくて公募にすべきような委員もあるような見直しですね、それは必要な部分がありますけれども。しかしこれ、やっぱりそれなりに理由はあったんでしょうかね。住民を入れることとか……。

水谷委員 あえてだから入れづらくしたような感じがする。

松永委員 3条の1項については任命する、2項については「することができる」ですから、そういう意味で各自治体によって任命していないといいますが、できる規定なんです。ですから、小金井の場合は入れてない。

室井委員長 そのとおりなんですけど、逆にいうとでも入れてもいいわけですからね。

水谷委員 そうですよ。で、その参加条例に照らしてここに入れるべきだというふうにごの委員会で話し合って意見を出すことができる。

尹委員 提言は当然できると思います。

水谷委員 すべきだと思います。

野瀬委員 やっぱり都市計画審議会が19人の中で9人が議員というのはどう考えても多過ぎるというか……。

大賀委員 そこがメインの議論するべきところなんですけど。

野瀬委員 と感じますけれども。

室井委員長 その説明がしかし先ほどの地域の悩みの種だということなので、やっぱりそうになるとそれはもうこれは住民代表とセットで変えたりしないと、これは難しいですよ。ある地域の代表が1人もいないということになると、どうなんですか。

増田委員 現実的に、今の市議会議員というのはどっちかという地域代表型の人ほとんどいなくなっちゃったんじゃないですか。

松永委員 それはちょっとわからないですね。

吉岡委員 地域代表という性格も強かったでしょうけど、たまたま小金井は町目が10なんです。ですから、先ほど総務部長が言われましたように、当時は市民代表というようななかなか活動はなかったのかもしれませんが、やはり地域の民意を代表するというところで9名選

出したんじゃないでしょうか。

土井委員 ちょっとすみません。今、地域の代表って出てきてるんですけど、実は都市計画の場合、全体を見るという形での議論をしてもらわないと、実はその地域だけに都合のいい、いろんなものをひっばってきてしまうという形がどうしても出てきてしまうもので、ちょっとその地域代表というのは実際ひっかかる部分なんです。実際、某所なんか見ると、何でこんなところがこういうふうなもので許されているんだというところが実はなきにしもあらずで、必ずしも都市計画法上ちゃんと議論されてつくられているかどうかというのは我々見てても非常に疑問な部分が実は計画の中にいろいろ出てきていますので、その辺はむしろ今のような形での地域代表とかそういうふうな形ではなくて、むしろ小金井市全体をちゃんと見た上で議論できるという構造をとっていかないとまずいだらうと思っています。

室井委員長 それは議員さんの役割ですよ。

土井委員 本来はそうなんですけどね。

室井委員長 そこで選ばれる住民はやっぱり地域代表でも構わないということですね。もちろん大きな視点に立つことは必要なんですけど、それなりに、いい地域を代表する……。

土井委員 やはりそのときは公募のやり方でかわせるんじゃないですか。

室井委員長 やっぱりどこでももめてますよね、このまちづくり。特に小金井市さんも。どこでもそうだと思うんですけど。難しいですね、これはね。で、どういたしましょうか。その議員さんの数、9人の問題ですけれども。

企画課長 ちょっとよろしいですか。資料1の2ページを見ていただきたいんですけども平成12年のときの見直しの中で都市計画審議会につきまして一番下から2番目の13番のところに書いてあると思うんですけども、その中でこのときそれぞれの会派にこの審議会から議員がなることについてどうですかということで、この都市計画審議会の委員はそのままいいという現状維持を唱えられた会派が3会派ございました。その中の主な主張は都市計画法の中で都市計画審議会がいろんなことを決めてしまう場面がかなりあるということで、議会の議決に乗らないで、都市計画法の中で都市計画審議会が決めてしまう事項が多いので議員がこの中に入るべきだという主張をここに書いてある3会派の方はおっしゃってまして、この当時の議論ですと市議会の議決が及ばなくなると困るということで残っているというふうに聞いております。

室井委員長 議会まで来ないで審議会で決まってしまうので議員さんをお呼びしてという趣旨なんですね。

野瀬委員 いいですか。ここでは委員にならないというところが5名いて、減員するという方が3会派ですか、逆の意見もありますよね。

企画課長 ですから、逆の意見もございましたけれども、最終的にはそういった主張の方が協議の結論となり、現状のまま、9人のままでということになりました。

室井委員長 平成12年ですから5年ぐらい前の議論なんですね。ここで言えば議会の動向

もちろんあると思うんですけども提言すること自体は自由ですから、減らすべきだとか現状でいくべきだとか、もし結論が出るならそのようにすればいいと思いますし、出ないんであれば現状維持しかないというふうに思いますが。ご意見、どうでしょうか。

水谷委員 学識経験がある者6人よりも議員が多いというのは多過ぎると私は思っています。

室井委員長 学識と同じくらい。

水谷委員 同じくらいに減らすべきだと思います。で、市民がなるべく入れるような項目を追加してほしいと思います。

室井委員長 今、そういうようなご意見がありました、6名に減らし住民の委員を入れるというようなことですけども、ほかにご意見ございますか。いかがでしょうか。

松永委員 先ほどそちらの方が言われたんですけど、都市計画についてはまちづくりですよ、ですから極端に言えば地域の代表の方のエゴをぶつけられるんですよ。ですから、自分の生活がかかってますから、自分たちの夢はでっかいところまで来てる。すると、やっぱりそれらの地域を大きくしようというエゴがすごく出ちゃうわけですね。ですから、それに対してではどういうふうに公平な立場に立って判断できるかという、ここが一番ポイントだと思うんです。だからさっき言われたように議員とか学識や専門家の方とかいますね。それと別に今度じゃあ市民ということで考えてみますと、市民がどう選ばれるかという、今までは例えば一般市民を公募しますとか市民代表とかそういうものだったんですが、市民参加条例ができて市民というのがもう決まってしまった。市民って何かというと公募によると。公募によるということは市民代表じゃないんです。極端に言うとな。市民代表じゃないと。つまり、その人が東町に住んで、極端にいうと焼却場反対。じゃあ、その人は反対なのに代表でも出られるのかと。つまり、まちづくり全体を考えるのではなくて公募市民というのはその人の、もちろん全体の、都市計画全体を考える。審議会の目的の全体を考えるんですが、基本的に自分の考え方を主張してもいいんですよ。それが公募市民なんですよ。枠にはめられないんです。ですから、そういう部分があるということだけは……。

土井委員 いや、それをおっしゃられたら逆に、各政党がそれぞれの主張をやること自体が同じことが起こってるんです。

松永委員 そうです。

土井委員 ですから、それは各政党なりというのは、これはむしろ議会の場で実はこの部分というのはかなり審議されるような構造にしてかなきゃいけないというのが1つの問題点。むしろこの審議会の中で議論をするというよりも議員の場合はあくまでその議会の場で徹底議論した上で決めていただくという形のものの方が実は筋であって、この中では、例えば今おっしゃったような形のもが出てくるとしたら、生の市民がぶつかった方がまだ、実は紛糾するかもしれないけれども、実はもうこういう世界は仕方がないだろうと思います。だから、そういう中で、むしろそういうものが出てきたときに議員が今度は議会の中でいかに戦わせるかというふうな形のとり方をしていかないと、恐らくこれ、なあなあで決められる世界の問題じゃな

いと思いますから、ちょっと今おっしゃったのは、やはりどなたが入っても利害関係が出てくれば同じような形になってしまうんじゃないかというような気がするんですけどね。

松永委員 ちょっとすみません。議員って実際に触れてません。議員はまた別の考え方。今、公募の市民のことだけ言ったんです。それだけご理解をお願いします。

水谷委員 公募市民というのは公募しますけど、一応論文なりを書いて審査されるわけですよ。で、選ぶ段階である程度行政側のファクターがかかっているわけですし、何か先ほどおっしゃられた意見だと公募市民というのは何かすごくレベルが低くて、次元が低くて自分のことしか言わないように何か私はすごく聞こえてしまったので。

松永委員 そうは言っていません。ですから、例えば今言ったのは、私が言ったのは、都計審については地域代表というか地域の利害関係がかかわる、例えば青少年問題協議会とか、それだったら全く関係ないです。自分たちの理想に燃えて言う市民がいるということは、都計審の1つの特色として、そのような意見が出やすい。そのことだけを言ったんです。誤解のないように。

室井委員長 やっぱ法律の仕組みが直接議会が関与することになってないというのが議員さんたちが多い理由の1つだということもあるということですね。なぜ9人もいるということですが、確かにそうですね。そうすると……。

水谷委員 必ずしも6名にしてほしいとは言っていないですよ。学識経験と同数程度と。

室井委員長 学識を……。

水谷委員 学識をふやすという考え方もあると思うので7と7でもいいんじゃないですか。

室井委員長 そうですね。

水谷委員 8と8にするとか。

室井委員長 35人以内ですからね。

水谷委員 ええ。

室井委員長 しかし、なるべくリストラの方がよろしいでしょうね。少なくした方が。

尹委員 こうやって見ると現状維持の方もおられれば、委員にならないという会派も先ほどから言われていたように相当いるわけですから、必ずしも市民の方が入ったら問題が生ずるということでもないでしょうね。議員の、会派の方々が読まれている数値からすると。いろんな見方がありますけど、少しは中に入っている方が住民の方にいいような気がせんでもないですね。

森田委員 その人数のバランスも大事ですけども、やはりそこに持ち込まれる意見のバランスというものもやっぱりこの中でとることは大事だなというふうに。特に都計審の場合は大事じゃないですか。

室井委員長 本当に全員が満足いく形にはどうしてもいかないわけですから、何とか説得できるような取組が必要ですよ。

野瀬委員 すみません、ちょっとわからないんですけど、委員は次に挙げるもののうちから

市長が委嘱するになっていきますけれど、市長が委嘱するというのはどういうこと。

室井委員長 6条ですか。

野瀬委員 そうです。

室井委員長 6条は専門委員のことで。

野瀬委員 3条。

室井委員長 3条、そうですね。3条ですね。市長が委嘱する。

松永委員 委嘱というのは、委嘱と任命とは違いまして、要するにその方たちがだれの下に拘束されているかということですから市の職員は市長の命令で動いてますから、ですからそれは任命なんです。委嘱というのは市長が他の合意を得たりして市長が委嘱する。いわゆる市長の職務権限の範囲に入っていない人たち。ですから関係行政機関の職員4人ですけど、警察の方たちなどですが、そういう形については委嘱という用語でございます。単にそれだけの違いです。

室井委員長 人数の方ですが、いかがでしょうか。まあ、提言ですから、それが実現されるかどうかはわからないですけども、この中でまとまれば、提言することは可能です。

増田委員 この会議の趣旨からすればこれ、市民代表みたいな、今言われた公募みたいなのを入れた方がベターかなと思いますけど。

室井委員長 それはそうですね。それはまた皆さんそういう意見をお持ちだと思んですが、当面この議会の議員さんをどうするかということについて。

増田委員 9名の。

尹委員 あるいは議会の議員さんを減らさないけど総数を上げるということもあり得るわけですね。選択肢として。まあ、お金はちょっとかかるでしょうけど。条文上は委員数19人以内を変えればいい。

室井委員長 35人までは変更できるということです。

増田委員 35人までのうち19人なんですね。

尹委員 あまりいい解決法じゃないですけどね。

土井委員 人数増やしたら大変です。

大賀委員 まあ6名ぐらいが適当じゃないんですかね。公募の市民も6名入れるという前提で考えるとすればですけどね。全体でサブロク、十八という感じでどうでしょうかね。

室井委員長 今、そういうご提案がありましたですが、いかがでしょうか。

尹委員 三六、十八にはならない。

大賀委員 三六、十八にはならないですね。

増田委員 まず19名をふやすのかふやさないのか決めないとこのところ減らしたってわからないんじゃない。

大賀委員 サンゴ、十五プラス4ですからね。4を減らさないとならば。

室井委員長 5人ずつ.....。

室井委員長 じゃあ、それでいきましょうか。それでじゃあ提案してみましようか。関係行政機関の職員は4人以内ということで、学識経験者は5名、議員さんが5名、公募市民が5名ですね。じゃあ、それで行きたいというか提言します。

それでは、法令必置のものはこれでおしまいまして、残りは条例等によるものです。まず問題になりますのは6の小金井市消防団運営審議会というのがございますけれども、これに議員さんが3人入っているということでございますが、これは3人ということですね。資料集の7ページですね。根拠規定集の7ページですが、3人というのは、何かこれは理由があるんでしょうかね。これも、しかしあれですね。「うちから」という書き方をしていますね。

水谷委員 全部足したら11にしかありません。

室井委員長 11人をもってということですから、やっぱりこのまま全員ということですね。

水谷委員 ということですね。

室井委員長 これは3人というのはどういう趣旨なんですか。何か理由があるんでしょうかね。

松永委員 そこはちょっとわかりません。

室井委員長 消防団ですから、仕事は何かというと、消防団の運営。

松永委員 私もこの消防団を担当している立場から、どういうものかということをお話したいと思います。現在、各市町村に消防団というのがありますね。はっきり言って無報酬で火災が起きたら飛んでいかなきゃいけない。ですから、サラリーマンの方はほとんどできないんですよ。ですから自営業の方、農業の方が無線やポケベルを持って、夜中でも何でも火災が発生すると飛んでいくと。報酬ないんですね。その中で、こういう小金井みたいなサラリーマンの多いところはなり手がいないんです。ですから、84名といっても今81名。皆さん自営業の方、農業の方に押し倒してやってもらうしかないということなんですね。そうすると、この方たちの主な仕事は消防団員に地域に頭を下げてなってくれというのが仕事なんです。現にここで学識経験者の方、それぞれ各消防団の元分団長の方とか後援会長の方。ですから、はっきり言えば地域の町会、自治会に頭下げて消防団員になってくれと。だから市民の方もちょっときついんじゃないですか。

増田委員 私も町会長で出たときがあるんですけども、昔は8分団小金井にあって、今はそれが5分団になっている。統合して。地元のところもやっぱり年齢規定がありますから46か47歳。地域になかなか40歳代でお願いに行くと言っても、これ大変なあれで、一人抜けちゃうと今度は推薦会議で町会、自治会で固めてつくりまして、そこへまたみんなで頭下げにいて1人になっていただくのもこれは大変なことなのです。ほとんどこれボランティアだし24時間拘束されますし……。

松永委員 報酬は出ません。

増田委員 報酬は出ません。報酬といっても町会から消防団に後援会費として納めてますけど、それは微々たるものですね。そういう意味じゃこれ、大変な仕事なので、ここにもし市民

が入ってやるとなったら地域とのつながりを持たないとできない。特にサラリーマンの方はできませんから、どうしても地域の農家の方とかの自営の方が中心になっちゃいますから、これなかなかかえって議員さんの方がいいんじゃないですか。

松永委員 ですから、なり手がいないんです。ですから、市の職員にもお願いして、市の職員は公務員ですから、報酬も何もゼロなんです。ボランティアでやってもらわないといけないし市内の人じゃないとだめなんですよ。他市だったら携帯で呼び出しあっても間に合わないですから。真夜中でもすぐ飛んでいかなきゃいけないですから。その人たちに市民に頭下げてお願いする立場です。

室井委員長 これは特別職の公務員ですか。

松永委員 もちろんそうです。ケガをした場合は公務災害です。

増田委員 もう消防団自体今の形で維持していくのが難しいので、ある面じゃやっぱり少し仕事としてできるような形、形態とっていかないと。これ、ちょっと話がずれますけれども。現状からいうとそういうことなのですけどね。

室井委員長 東京は東京消防庁ですよ。

松永委員 そうです。

室井委員長 その下にそれとは別に消防団がある。

松永委員 ボランティアの。

増田委員 後片づけとかそういう仕事をやるわけです。

松永委員 そうです。

室井委員長 議員をいっぱい増やしますか。

増田委員 これはふやした方が。議員を増した方が...

大賀委員 すみません、ちょっと議論がよくは見えないんですが、それは議員を増やせば何とか解決する問題なんではなかろうか。僕にはよく理解できなくて、議員がいるとかいないとかにかかわらず問題があるというのはわかりますけども、それを議員がいた方がいいとかもっとふやすべきだという議論には僕はちょっとならないんじゃないかなというふうな感じがするんですが。

室井委員長 しかし、どうなんですか、議員さんの紹介によって消防団員さんになる人も相当いるんですか。

よろしいですか、今の話は。では、時間もまいっておりますが、8番の小金井市交通安全推進協議会というのがありまして、規定集では10ページなんですけど、この学識経験者というところに議員さんが1人入っているということでございました。これはなぜここに議員、これは、ずっと議員さんが入っている。たまたま今だけなのか、どうなんでしょう。交通安全推進協議会ということで。

増田委員 以前は2人なんですよね。1人に減らしてますよね。

室井委員長 これはちょっとよく見えないところなんですけど。

松永委員 私の担当しているところですのでどういう委員さんがいるのかをお話ししたいと思います。委員さんで老人クラブ連合会の会長さん、小金井警察、それから消防署の方、郵便局、教育委員会委員さん、それと小学校の校長先生、中学校の校長先生、市内の高等学校の校長会、あと幼稚園の代表、交通安全協会の方、あと駅周辺放置自転車対策協議会から1人、武蔵小金井・東小金井駅連絡協議会から1人、あと農協から1人、商工会から2人、あと小金井自動車学校から1人、京王バス府中営業所から1人、東京都トラック協会多摩支部から1人、議員1人。

室井委員長 それはどこに属するかというと、学識経験者等というがまず書かれているということですが、基本的には、で、民間団体もあるんでしょう。まあ1人ぐらい議員さんがいてもいいかなというような発想なんじゃないかな。どうですか、ここに議員さんが入っていることのメリット、デメリットはあるんじゃないかな。

尹委員 基本的に1人だったらデメリットはないんじゃないですかね。メリットとしては、やっぱり1つは議員さん自身の教育の場でもあるわけですから、こういうつながりというか場所に行くということは。だから、議員さんが見てもらうということも必要なんじゃないかな。そして、これで交通安全について関心を持っていただいて議会の場でまた発言してもらったり改善してもらったりしてくれるとなればいいと思いますので、議員の教育の場という意味では住民の教育の場ではなく議員の教育の場という側面もあるではないでしょうか。

大賀委員 ただ、そういう機能もあろうと思うんですが、やはりこういう審議会は報酬が出るわけですから、教育の場だから出たらいいというんだったら傍聴に議員は行けばいい話で、わざわざ審議会の委員として報酬を受け取ってまで審議に参加する必要は私はないと思うし、現に議会での各会派としての考え方というところを見ても現状維持という会派が1つしかありませんし、先ほどの消防団のところでも、委員にならないという会派の方が6会派あるという現状もあるわけですから、全然ないわけじゃないんで、1人現状維持という会派の方が1人というか1会派いっちゃうので、その方のご意見も伺った上で結論を出した方がいいかなと思うんですが、私としては必要ないんじゃないかというふうに考えております。

室井委員長 いかがでしょうか。これは一応2名から1名に減らしているということですね。どうですか。

吉岡委員 報酬の問題もあろうかとは思いますが、やはり議会とのやっぱりそういうパイプとありますが、こういう場で議員さんがそれぞれの審議のありようを見ながら、それをまた議会の場で伝えるというようなメリット等もあるかと思うんです。ですから、全く報酬の問題とかそういうものはあったとしても、やっぱり議会の代表はこういうものに加わっていただいてもいいんじゃないかなというふうに私は思いますけど。

室井委員長 まあ、19名のうちの1人ですからね。それで運営そのものに影響があるということではないです。今、なくすべきだというご意見がございましたけれども、どうでしょうか。私が言うまでもなんですが1人ぐらいは現状のままで、そういうようなことでよろしいで

しょうか。もちろん私はこの会の結論に従いますけれども、いいですか。時間もございますので、当面、現状ということで。

それでは、次は27ですね。27の小金井市市民健康づくり審議会というところで、規定集の方は39ページでございますね。39ページでこれは市議会議員は1人ということでありませぬ。第3条におきまして、ここは一般市民が既にもう入ってまして15人のうち1名ということでございますね。先ほどの見直しの議論でまいりますと、これは何もついてないんだけど、無印は、これは何でしょうかね。

増田委員 前は3名から1名ということですね。

室井委員長 間違えました。3名が1名に減ったということですよ。先ほどと大体同じようなことなんでしょうかね。少なくとも15人中1人ぐらいは議員さんがいて、そういう趣旨ですね。これも余りなりたくない委員さんが多いです。これ、いかがでしょうか。ご意見はいかがででしょうか。

じゃあ、これは一応現状でよろしいですか。じゃあ、7つ全部終わりましたですかね。もう一個ありましたか。

吉岡委員 15番の国民健康保険運営協議会です。

室井委員長 15番が抜けてしまいました。申しわけありません。規定集の19ページの小金井市国民健康保険運営審議会ですが、こちらはどういうふうになっていますかね。

水谷委員 すみません、この公益を代表する委員のうち4名が議会の委員ということですが、あと1名はどういう立場の方なんでしょう。

企画課長 あと1人は民生委員さんの方から出ていらっしゃる方です。

室井委員長 これは利益代表の審議会ですね、基本的に。利益代表の審議会なので、公益委員の中に議員さんが4人入っているという、そういう形でございますね。

水谷委員 5人中4人が.....。

増田委員 4人が議員。4人が議員で民生委員の方が1人。

室井委員長 そうですね。これは相当入ってますね。4名入ってらっしゃるから、これは何かできそうですね。これはしかしどうなんですか。国の方の方針でいくと基本的には決まる内容ですかね。この国民健康保険の内容ですとか医療費の抑制とか、そういう話に。

増田委員 国民健康保険税は議会で決める。自治体で決める。税額自体は。

室井委員長 ああ、そうか。税額をここでやるんですか。

増田委員 じゃないかと思えますけど。

大賀委員 議会で税額を決めるわけですから、議員がここで入ってこういうことをやるというのはちょっと、やっぱり先ほどどなたかおっしゃったように二重のおかしなことになってくると私は思うんですが。

室井委員長 じゃあ、これは全廃を望むという方向に進めますか。ほかに、どうぞ。

土井委員 いいと思いますけれども、ただ、公益委員という形、公益を代表する委員という

形ですけども、ほかにどういうふうなイメージをお持ちかどうかだけ。民生委員はわかりますけど、一般に公益を代表するとなると、どういう方たちが、ほかの部分だと公益を代表する形になっているのでしょうか。

室井委員長 これは被保険者を代表する委員と保険医又は保険薬剤師を代表する委員の対立する立場を調整する意味での公益を代表する委員ということですから中立の立場の方が望ましいんですかね。

松永委員 これそうですけど、むしろ学識経験者とか。

室井委員長 そうですね。

土井委員 そうなんですよね。そういうふうな形でかなり中立的に。

室井委員長 中立的な立場ですね。労働委員会なんかはそういう仕組みになっておりますね。法律ではそこまでは書いてないんですよ。公益を代表する委員というところまでは政令、施行令でなっておりますね。要するに、ですから公益を代表する委員の中身は条例である程度決められていると。

松永委員 そうですね。

室井委員長 なおかつこれは今、運用で議員さんが入っているということですよ。議員で書いてあるわけじゃないですけども、これはじゃあ早急に是正を求めるということでいきますか。

木村委員 すみません、資料2の委員数、公募5というのは被保険者を代表する委員5人を指しているということですか。

室井委員長 どうでしょうか。

企画課長 そうです。被保険者を代表する委員5人です。

大賀委員 このこの人数のことは公募で選んでいるっていう方じゃないですか。

木村委員 結局、合計はどういうふうに出すんですか。

室井委員長 国民健康保険施行令第3条の2項ですね。3条の2項で被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる、最終的に条例で規定し委員の定数としています。

増田委員 ちょっとこれはわからないので教えていただきたいんですけども、政令の方の第5条のところに「協議会に会長を1人置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」とこれはどういう意味なのかな。

吉岡委員 これは議員又は民生委員さんの代表1名が公益を代表する委員5名を構成していますよね。それが公益を代表する委員の法律の位置づけですから、この方たちを対象にしながら全委員の方の選挙によって会長を決めると。

増田委員 ああ、会長を決めると。

室井委員長 公益の5人の中から。

増田委員 わかりました。

室井委員長 ということで、じゃあこれはよろしいですか、議員さんの方はなるべく排除ということで行きたいと思います。学識経験者を中心とした公益委員をふやしていくと。ふやすというか、これ、委員数ということですね。じゃあ、一応この議員さんの件につきましては見てきたところでございますが、時間がもう来ておりまして、もう一つの議題はあったんでありますが、ちょっと今日は時間的に厳しいかと思うんですけど。ということで、申しわけないんですけど、これは次回以降に、兼任と任期及び充て職についてということですが、回させていただきたいと思います。具体的にですが、今日、まとめたのはどういう形で提言として提出することになるのですか。次回までにというと相当時間がございまして。

企画課長 ちょっと初めてな経験なものでどういうふうな形のものかわかりませんが、市民参加条例の20条のところに意見を市長に提言するということがございまして、2項で市長は、推進会議の提言を受けまして、これに従い市長は意見を速やかに公表するということがございまして、文書でもって市長の方に提言書というふうな形になるかと思っておりますけれども、これを提出するような形をとることになります。

室井委員長 そうですか。じゃあ、文書を今日の分をまとめてつくっていただいて、委員さんたちに回していただいて、それで異論がなければそれをもって事務局の方から市長に渡していただくということでよろしいですね。厳かに持っていくことも何か抵抗があるのでそれでも決めてないですね。

吉岡委員 一般的には委員長が…。

室井委員長 でも決めた方がいいですね。次回は半年後という事になりますから。

水谷委員 要請があればふやせるって言ってましたよね。

室井委員長 可能性はあるかもしれない。じゃあ、わかりました。皆さんのご異論がなければ私の方で市長に文面に落としたものを提出するというところで処置したいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

室井委員長 よろしくお願ひします。じゃあ、次回の日程を決めたいと思います。

土井委員 その前にちょっとだけ質問というか、意見というか、言わせてください。これは、パブリックコメントのあり方です。これは市民参加にも非常にかかわってくることなんですけれども、今、一般的にここでやっているパブリックコメントの場合は、例えば条例案になりますと、条例案だけを出させまして、それに対する意見というふうに言われてますけれども、要するにその経過でいろんなものが出されているはずなんです、これ、市民に突然そのものをぼんと案だよと出されても簡単に答えることはできませんので、何かそこに至るまで過程でいろんな議論がされてますし、例えば現在具体的な名前言っちゃいますけれども、子どもの権利条例という形のもので検討されてますけれども、その中でも市民が参加しながら市民会議というのを持ってます。じゃあ、そういうところに出てきた意見を同時にパブリックコメントを求めるときにはどういう意見があったかというのを並列に出していただかないと、実は市民というのは

ほとんど判断できないはずなんです。ところが、今までは余りにも市民参加、市民参加、非常に形式的にばばばと案が出されてそれに対する意見をよこせということですから、ちょっとこれはまずいなと。むしろその経過に至るまでの、経過も多少含めた形で提供できるようにしてほしいなというのが第1点。

それと、あと一つ、これは多少ほかの問題にもかかわって、そこまでは言えないかもしれないというかもしれませんが、現在、教育委員会なんかでやっている問題も、できるだけオープンにいろんな資料を見せてほしいということをも市民自体がいろんな部分にかかわって市民自体もいろんなものに判断できるだけの資料、例えば、今年教育委員会では教科書の採択が行われるわけですけれども、去年の委員会を傍聴していた限りでは、最終的に市民の前に提示されていない、東京都の資料に基づいて決めるという話がいっぱい出てきてしまっていて、という事は逆にいうと、これはどちらの立場の方にとっても、東京都の資料というものもそういう審議会とかそういう部分に関しては市民にオープンにした上で議論をしていただきたいなと。そういうところが出せる資料のものに関しては傍聴の市民にもわかるように出していただきたいたいというのが、これはほかのところでもそういうものに参加してというか、そういうものを傍聴したり何かした市民として感じる場所ですので、その辺はちょっと申し上げたいなと思っています。

室井委員長 今、土井委員の方からございましたが、それはそのとおりなんですけれども、それを今度出す市長への提言にするかという、そういうご提案ですか。

土井委員 というよりも、そういうものも実はこの中で今回でなくても結構ですから、ちゃんと議論をしておいていただきたいなと。

室井委員長 議題としてですね。

土井委員 はい。というのは、それがないと、我々、まさに今回の確かに削減するというのもそのとおりですけれども、市民参加条例に基づいた市民参加のあり方をとどういうふうにチェックしているかということが、たしかここの目的のはずですから、そういう問題点についてはもうちょっと具体的なもので議論できればいいかなと思っています。

室井委員長 それはそのとおりで、多分4章から8章を検討するときに、そういったことは議題になりますので、そのときに今の趣旨をもう一度伝えてください。

大賀委員 すみません、似たようなことで恐縮なんですけど、年何回かしか開かれないということなので、議題についてちょっと提案したいと思います。条例の8条では市の重要政策について、その企画、策定、実施、また評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとするということで、審議会の設置について8条では重要政策についてというふうに書いてありまして、この条例の施行規則においてはこの施行規則の8条で条例8条の重要政策について、この重要政策というのは小金井市基本構想に掲げられている政策等をいうというように書いてあるわけなんですけど、ここのところの問題で、実は今、小金井市の市長の方が生活安全条例というのを議会に提案したいというふうな議会での発言している経過があるようなので、私としてはそれが

基本構想に恐らく出てないだろうと、こういう形ではですね。ですから、何を審議会を設置して議論するのか、何をしないでいいのかということについてもう少しこの推進会議の中できちっと議論することが行われなといけないのではないかというふうに思っておりまして、早いうちに8条の運用の問題について施行規則ではそのような規定がありますが、まだ実際にどういうふうに運用していくのかということについては経験がないわけですから、そこら辺についての議論を早急にやっていただきたいというふうに思っております。

室井委員長 わかりました。いろいろたくさん議題がございまして、どれがいいというのはなかなか迷うところでございますが、なるべく早目に議題にできればと思います。

水谷委員 いいですか、もう一つ。

室井委員長 まだ何かありますか。

水谷委員 申しわけないです。さっきの学識経験のある者というのである程度こういう団体から出してもらおうというのが規定されているものもありましたけれども、主に国の法律からきているものは決められてますけれど、何が言いたいかというと都市計画審議会のようなところに今まで子供の視点というのが全然入ってなくて、今、世界的にもまちづくりは子供に優しいまちづくり、子供の視点、子供の参画ということが言われているので。それから、学識経験のある者の中にそういった子供団体から1名みたいなものをぜひ入れてほしいという思いがあるんですが、そういうのをこの会議の場で話したりとか議題にするということではできませんでしょうか。

室井委員長 それは、結論はどうなるかわかりませんが、議題にすることは可能です。

水谷委員 ぜひ、そういう話をしていただきたい。

木村委員 これは、子供に限らず全体に同様に思うんですが、他の条例との関係について述べられた意見もあったと思うので、そこをもう一回整理していった方がいいかなと思います。

水谷委員 そうですね、公募委員の選び方について。あと、学識とはどういう人たちを選ぶのか。

室井委員長 学識は公募委員じゃないんです。

水谷委員 ないので、べつになりますけど。

室井委員長 子供をどこかに入れたいということですね。

水谷委員 はい、子供の参画ということを。

室井委員長 それは賛否あると思うんですけど、ここで議論することはいいと思います。じゃあ、そういうことも案件としたいと思います。で、日程の調整を行いたいんですが、事務局から提案がありましたらお願いいたします。

企画課長 何度も言っておりますけど、予算上ですと、平成17年度につきましてはあと1回分ございます。ですから、2回3回やる場合につきましては補正予算の措置をとりまして執行することになります。とりあえず以上です。

室井委員長 そういうことでございまして、補正予算を要求することはできるかもしれない

んですけど、通るかどうかはわかりませんが、当面、それを踏まえまして次回なんですけども、今7月の、今日が5日ですから、秋を越えて冬に入っていきますかね。12月は忙しいから11月か1月。2月になると本当に年度2回ということになってしまいますから。

水谷委員 補正予算が通ればもう一回できるわけですから、要求するという前提で11月ぐらいに一度やるというのはどうでしょうか。

室井委員長 じゃあ、そうしましょうか。11月ですか、一応曜日あるいは日付でどうでしょうか。11月8日はいかがでしょうか。時間はまた6時半でよろしいですか。6時半でお願いしたいと思います。

それでは、今日は以上を持ちまして終わりにしたいと思います。どうもご苦労さまでした。

(午後8時33分閉会)

議会における議員の附属機関等委員就任の協議について

1 平成11年5月からの見直し

平成11年5月7日から平成12年6月27日において、議会運営委員会等において協議された。

ア 就任しなくなった附属機関等

- ・奨学資金運営委員会 2人 0人
- ・市誌編さん委員会 2人 0人
- ・緑地保全対策審議会 4人 0人
- ・廃棄物減量等推進審議会 1人 0人

イ 委員数を減員した附属機関等

- ・市民健康づくり審議会 3人 1人
- ・交通安全推進協議会 2人 1人
- ・消防団運営審議会 5人 3人

ウ 現行どおり就任する附属機関等

- ・国民健康保険運営協議会 4人
- ・社会教育委員 1人
- ・公民館運営審議会 1人
- ・図書館協議会 1人
- ・都市計画審議会 9人
- ・青少年問題協議会 5人
- ・民生委員推せん会 1人

2 平成14年4月からの見直し

平成14年4月12日から平成15年2月21日において、議会改革の諸問題の調査の1項目として議会運営委員会において協議された。

平成15年3月25日の本会議において、議員の各種審議会等への就任の見直し及び兼務報酬については、「不一致」の報告が行われた。

3 平成17年4月19日の本会議で議員を委員に選任した附属機関等

- ・消防団運営審議会 3人
- ・交通安全推進協議会 1人
- ・国民健康保険運営協議会 4人
- ・民生委員推せん会 1人
- ・市民健康づくり審議会 1人
- ・青少年問題協議会 5人
- ・都市計画審議会 9人

第3区分の各種委員等への議員の参加に係る協議のグループ分けについて

番 号	名 称	定 数	根 拠		資 格	会派としての考え方				
			法 律 等	条 例		現状維持	減員する	委員にならない	わからない	
第1グループ（現状維持を望む会派が0の各種委員等）										
①	奨学資金運営委員会委員	2→0		○	議員	0	1	9	1	
②	市誌編さん委員会委員	2→0		○	議員	0	2	8	1	
△	市民健康づくり審議会委員	3→1		○	議員	0	2	8	1	
④	緑地保全対策審議会委員	4→0		○	議員	0	1	9	1	
第2グループ（現状維持を望む会派が1の各種委員等）										
△	交通安全推進協議会委員	2→1		○	学識経験者	1	2	7	1	
6	国民健康保険運営協議会委員	4		○	公益委員	1	2	7	1	
△	消防団運営審議会委員	5→3		○	議員	1	3	6	1	
第3グループ（議員選出委員が1人の各種委員等）										
8	社会教育委員	1	○		学識経験者	3	0	7	1	
9	公民館運営審議会委員	1	○		学識経験者	3	0	7	1	
10	図書館協議会委員	1	○		学識経験者	3	0	7	1	
⑪	廃棄物減量等推進審議会委員	1→0		○	意見を有する者	2	0	8	1	
第4グループ（意見が分かれている各種委員等）										
×	農業委員会委員	4	○		学識経験者	4	1	4	2	
×	都市計画審議会委員	9		○	議員	3	3	5	2	
×	土地開発公社評議員会評議員	16		○	理事の半数を有する理事が候補	6	3	2	0	

※平成12年5月8日までに、番号欄中の○印は、議員が委員にならない各種委員等として確認されたもの。△印は、委員数を減員することが確認されたもの。×印は、現状維持とし、今期の見直しは行わないことが確認されたもの。

議会改革に関する諸問題の調査報告書

平成15年3月25日

小 金 井 市 議 会
議 会 運 営 委 員 会

第1 委員名簿

議会運営委員会

委員長	小尾武人	議員
副委員長	西岡真一郎	議員
委員	伊藤隆文	議員
	小山美香	議員
	湊人明子	議員
	斎藤康夫	議員
	青木ひかる	議員
	板倉真也	議員
議長	小川和彦	議員
副議長	森戸洋子	議員

第2 審査年月日

第1回審査	平成14年	4月12日(金)
第2回審査	平成14年	4月26日(金)
第3回審査	平成14年	5月8日(水)
第4回審査	平成14年	5月22日(水)
第5回審査	平成14年	7月10日(水)
第6回審査	平成14年	7月24日(水)
第7回審査	平成14年	8月9日(金)
第8回審査	平成14年	8月21日(水)
第9回審査	平成14年	10月24日(木)
第10回審査	平成14年	11月22日(金)
第11回審査	平成15年	1月23日(木)
第12回審査	平成15年	2月4日(火)
第13回審査	平成15年	2月21日(金)

第3 調査開始の経過

議会運営委員会では、議会のCATV放送について平成13年10月29日(月)に上越市を、土・日議会について10月30日(火)に柏崎市を行政視察し、両市における議会の活性化について大きな成果を得た。

この行政視察を機に、本市でも地方分権化に伴う議会改革を進めていくべきであ

(2) 議員の各種審議会等への就任の見直し及び兼務報酬について

提 案

- ・ 前期の議会で就任の見直しを行ったが、引き続き就任及び兼務報酬の見直しを申し送り事項としている。(申し送り事項)
- ・ 議員は、都市計画審議会の委員に就任しない。(小金井・生活者ネットワーク)
- ・ アンケート調査により、広く市民の意見を聞く。(自由民主党)

審査結果

不一致

(3) 一部事務組合の報酬の見直しについて

提 案

- ・ 組合議会議員は、別途各市町村議会から報酬を受け取っており、市民感覚上も額は見直すべきである。日当又は費用弁償制度に改めるように、一部事務組合で要求し、実現を目指してイニシアチブを発揮する。(日本共産党)

審査結果

報酬審議会に参考意見を求めるように、市長に要請することとした。なお、参考意見の報告を含めて、今後の検討事項(申し送り)とした。

(4) 各種審議会における傍聴者等の立場での議員の発言について

提 案

- ・ 傍聴者の発言を求める審議会での傍聴議員の発言は、審議会の独自性を尊重して、議員の発言は控えるのが適当である。(公明党)

審査結果

不一致

市民参加条例対象附属機関等委員構成等一覧

(平成17年4月1日現在設置分)

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	委員数				委員構成等	法律
				現員数	男性	女性	公募		
1	小金井市市民参加推進会議	企画課	小金井市市民参加条例第21条	12	9	3	6	12人以内 市民(市内に住所を有する者に限る。)5人以内 市民団体代表(市内の地域団体等の代表)3人以内 学識経験者2人以内 市に勤務する職員2人以内	
2	小金井市男女平等推進審議会	広報広聴課	小金井市男女平等基本条例第28条	10	3	7	5	10人以内 公募による市民5人以内 学識経験者5人以内	
3	小金井市行財政改革市民会議	行政管理課	小金井市行財政改革市民会議設置要綱第3条	8	6	2	2	10人以内 学識経験者2人以内 市内の地域団体及びその他の団体の代表5人以内 市民3人以内	
4	小金井市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条	5	3	2	0	5人以内 情報公開及び個人情報保護に関し優れた識見を有する者	
5	小金井市情報公開・個人情報保護審議会	総務課	小金井市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条	11	7	4	2	13人以内 学識経験者5人以内 市民(市内に住所を有する者に限る。)並びに市内の地域団体及びその他の団体の代表8人以内	
6	小金井市消防団運営審議会	防災交通課	消防団運営審議会条例第3条	11	10	1	0	11人 学識経験者5人 小金井市議会議員3人 小金井市消防団長1人 小金井市助役1人 関係行政機関の職員1人	
7	小金井市防災会議	防災交通課	災害対策基本法第16条・小金井市防災会議条例第3条	21	20	1	0	会長(市長)ほか委員21人以内 指定地方行政機関の職員 都の職員 警視庁の警察官 市の職員 教育長 東京消防庁の職員 消防団長 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員	
8	小金井市交通安全推進協議会	防災交通課	東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例第6条	19	17	2	0	委員19人以内 市内の各官公庁の職員 市内公私立学校の教職員 民間団体の代表 学識経験者	
9	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	防災交通課	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会規約第3条	27	25	2	0	別表(警察署、消防署等各団体の代表者)	
10	小金井市特別職報酬等審議会	職員課	小金井市特別職報酬等審議会条例第3条	10	7	3	0	10人 小金井市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民	
11	公務災害補償等審査会	職員課	小金井市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条	3	3	0	0	3人 学識経験を有する者	
12	(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会	市民文化課	(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会設置要綱第3条	10	7	3	3	10人以内 学識経験を有する者4人以内 市内の団体からの推薦者3人以内 市民3人以内	
13	小金井市小口事業資金融資審議会	経済課	小金井市小口事業資金融資あっせん条例第7条	6	5	1	0	6人 学識経験者4人 特定金融機関を代表する者1人 商工担当の部長1人	
14	小金井市消費生活審議会	経済課	小金井市消費生活条例第18条	7	6	1	2	10人以内 学識経験者5人以内 消費者2人以内 商工業者2人以内 農業者1人以内	
15	小金井市国民健康保険運営協議会	保険年金課	国民健康保険法第11条・同法施行令第3条・小金井市国民健康保険条例第2条・国民健康保険運営協議会規則	17	11	6	5	17人 被保険者を代表する委員5人 保険医又は保険薬剤師を代表する委員5人 公益を代表する委員5人 被用者保険等保険者を代表する委員2人	
16	小金井市緑地保全対策審議会	環境政策課	小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条	10	5	5	4	10人以内 学識経験者4人以内 緑化団体等に属する者2人以内 一般市民4人以内	
17	小金井市環境基本計画策定委員会	環境政策課	小金井市環境基本計画策定委員会設置要綱第4条	10	8	2	4	10人以内 学識経験を有する者3人 市内の団体からの推薦を受けた者3人以内 市民4人以内	
18	小金井市環境審議会	環境政策課	小金井市環境基本条例第26条	10	8	2	4	10人以内 公募による市民4人以内 事業者2人以内 学識経験者3人以内 関係行政機関の職員1人以内	

市民参加条例対象附属機関等委員構成等一覧

(平成17年4月1日現在設置分)

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	委員数				委員構成等	法律
				現員数	男性	女性	公募		
19	小金井市地下水及び湧水に係る専門家会議	環境政策課	小金井市地下水及び湧水に係る専門家会議設置要綱第3条	4	3	1	0	地下水及び湧水に関して専門的知識を有する者4人以内	
20	小金井市廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条・廃棄物減量等審議会規則第2条	15	11	4	5	廃棄物減量等推進員代表2人以内 集団回収実践団体代表2人以内 消費者団体代表1人以内 事業者代表2人以内 学識経験者3人以内 一般市民5人以内	
21	小金井市廃棄物減量等推進協議会	ごみ対策課	小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第8条・条例施行規則第3条、第5条	88	43	45	0	小金井市の町会及び自治会等の推薦による。100人以内 被推薦者数は、町会等ごとに1人とする。ただし、会員数が500世帯を超える町会等にあつては、その超える数が500世帯増すごとに1人加えることができる。	
22	小金井市民生委員推せん会	福祉推進課	民生委員法第8条・民生委員推せん会規則第2条、第3条	7	5	2	0	7人 市議会議員 民生委員 社会福祉事業の実施に係りのある者 社会福祉団体の代表者 教育に係りのある者 関係行政機関の職員 学識経験のある者	
23	小金井市介護保険運営協議会	介護福祉課	小金井市介護福祉条例第25条・介護保険運営協議会規則第3条	10	4	6	4	10人 第1号被保険者を代表する委員2人 第2号被保険者を代表する委員2人 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する委員4人 公益を代表する委員2人	
24	小金井市介護認定審査会	介護福祉課	介護保険法第25条・小金井市介護福祉条例第7条・介護福祉条例施行規則・介護認定審査会運営要綱	37	22	15	0	委員の定数は40人以内とする。4合議体を設置する。保健、医療又は福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。	
25	高齢者在宅介護支援センター運営協議会	介護福祉課	小金井市高齢者在宅介護支援センター運営事業実施要綱第8条	15	9	6	0	関係団体からの推薦者(医師会・歯科医師会・薬剤師会・民生委員協議会・社会福祉協議会) 関係行政機関からの推薦者(小金井消防署・多摩府中保健所) 高齢者福祉施設等からの推薦者(老人福祉施設・介護老人保健施設・在宅介護支援センター・シルバー人材センター) 市職員(福祉事務所長) その他	
26	介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会	介護福祉課	小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会設置要綱第3条	12	7	5	2	12人 第1号被保険者を代表する委員1人 第2号被保険者を代表する委員1人 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する委員3人以内 公益を代表する委員1人 社会福祉団体等を代表する委員2人以内 医療分野、保健分野を代表する委員2人以内 市民(市内に住所を有する者に限る。)2人以内	
27	小金井市市民健康づくり審議会	健康課	小金井市市民健康づくり審議会条例第3条	15	12	3	2	15人以内 一般市民5人以内 市議会議員1人 医療関係者5人以内 社会福祉関係者2人以内 東京都多摩府中保健所職員1人 社会体育関係者1人	
28	小金井市母子保健連絡協議会	健康課	小金井市母子保健連絡協議会設置要綱第3条	8	5	3	0	9人以内 医療関係者2人以内 母子保健関係者1人以内 社会福祉関係者1人以内 多摩府中保健所職員2人以内 市職員3人以内	
29	小金井市在宅歯科診療事業連絡協議会	健康課	小金井市在宅歯科診療事業実施要綱第5条	8	7	1	0	歯科医師会の推薦する協力歯科医師4人 医師会の推薦する医師2人 市職員2人	
30	小金井市予防接種健康被害調査委員会	健康課	小金井市予防接種健康被害調査委員会設置要綱第3条	6	5	1	0	7人以内 医師会3人以内 多摩府中保健所長1人 都知事推薦の専門医師 市長の指定した市の職員2人以内	
31	小金井市児童福祉審議会	子育て支援課	小金井市児童福祉審議会規程第2条	11	4	7	3	10人以内 学識経験者3人以内 市内の子ども関係団体の代表者4人以内 市民(市内に住所を有する者に限る。)3人以内	
32	「のびゆく子どもプラン 小金井」推進市民会議	子育て支援課	「のびゆく子どもプラン 小金井」推進市民会議設置要綱第4条	10	3	7	3	10人以内 市民(市内に住所を有する者に限る。)3人以内 市内の子ども関係団体の代表4人以内 学識経験者3人以内	
33	子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	小金井市子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱第3条	10	2	8	2	10人以内 民生・児童委員又は主任児童委員1人以内 市内の子ども関係団体の代表者2人以内 学識経験者1人以内 支援センターの利用者2人以内 市民(市内に住所を有する者に限る。)2人以内 関係機関の職員2人以内	
34	小金井市子どもの権利条例策定委員会	児童青少年課	小金井市子どもの権利条例策定委員会設置要綱第3条	10	7	3	3	10人以内 市民(市内に住所を有する者に限る。)3人以内 市内の子ども関係団体の代表者3人以内 学識経験者2人以内 学校関係者2人以内	
35	小金井市青少年問題協議会	児童青少年課	地方青少年問題協議会法第3条・小金井市青少年問題協議会条例第3条・青少年問題協議会運営要綱	25	18	7	0	会長(市長)ほか25人以内の委員 市議会議員のうち市議会が指名する者5人 学識経験者12人以内 関係行政の職員4人以内 市の職員4人	

市民参加条例対象附属機関等委員構成等一覧

(平成17年4月1日現在設置分)

NO	附属機関等の名称	担当課	根拠条例等	委員数				委員構成等	法律
				現員数	男性	女性	公募		
36	小金井市児童館運営審議会	児童青少年課	小金井市児童館条例第12条	12	6	6	0	10人以内 児童委員2人以内 市立学校教職員2人以内 学識経験者3人以内 市民3人以内	
37	小金井市青少年の育成環境審議会	児童青少年課	小金井市青少年の健全な育成環境を守る条例第12条・同条例施行規則第5条	10	7	3	3	10人以内 青少年健全育成地区委員会代表1人 子ども会育成連合会代表1人 市立小・中学校長代表1人 市立小・中学校PTA代表1人 民生委員・児童委員、主任児童委員代表1人 学識経験者1人 小金井警察署生活安全課長 公募による者3人以内	
38	小金井市都市計画審議会	計画課	都市計画法第77条の2・都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条・小金井市都市計画審議会条例第3条	19	16	3	0	19人以内 学識経験のある者6人以内 市議会議員9人以内 関係行政機関の職員4人以内	
39	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	計画課	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会要綱第3条	10	9	1	2	10人以内 学識経験のある者4人以内 公共団体等に属する者2人以内 市民の代表者2人以内 市職員2人以内	
40	小金井市奨学資金運営委員会	庶務課	小金井市奨学資金支給条例第6条	8	4	4	3	8人以内 教育委員会委員2人以内 識見を有する者1人以内 市立学校の教職員2人以内 公募による者3人以内	
41	小金井市社会教育委員の会議	生涯学習課	小金井市社会教育委員の設置に関する条例第3条	10	5	5	0	10人以内 各学校からの推薦者1人以内 市内に事務所を有する各社会教育団体において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者5人以内 市民3人以内	
42	小金井市文化財専門委員会	生涯学習課	小金井市文化財の保護に関する条例第3条・同条例施行規則第3条	9	8	1	0	学識経験者10人以内	
43	小金井市市誌編さん委員会	生涯学習課	小金井市誌編さん委員会条例第3条	5	5	0	0	8人以内 学識経験者3人以内 一般市民3人以内 市職員2人以内	
44	小金井市図書館協議会	図書館	小金井市図書館協議会条例第3条	10	5	5	0	10人以内 市内に設置された学校が推薦した学校の代表者1人以内 市内の社会教育関係団体が推薦した団体の代表者1人以内 社会教育委員1人以内 学識経験者4人以内 市民3人以内	
45	公民館運営審議会	公民館	小金井市公民館条例第16条・公民館条例施行規則第9条	10	5	5	0	10人 市内に設置された各学校からの推薦者1人 市内に事務所を有する各社会教育関係団体等において、選挙その他の方法により推薦された当該団体の代表者5人 学識経験者1人 市民3人	
46	公民館企画実行委員	公民館	小金井市公民館条例第21条・公民館企画実行委員選出要綱	36	19	17	27	公民館企画実行委員選出要綱に基づき選出する。	

委員数は、平成17年6月1日現在のもの

「委員構成等」欄は、根拠条例等に規定されている委員選出の区分等を記載したもの

「法律」欄の印は、委員選出区分等が法律に規定されているもの

市職員・官公署職員附属機関等委員充て職一覧

1 市職員

助役	消防団運営審議会
	防災会議
	予防接種健康被害調査委員会
	青少年問題協議会
	J R中央本線連続立体交差事業まちづくり委員会
教育長	市誌編さん委員会
	防災会議
	青少年問題協議会
収入役	市誌編さん委員会
	防災会議
企画財政部長	民生委員推せん会
	市民参加推進会議
	防災会議
総務部長	青少年問題協議会
	市民参加推進会議
市民部長	防災会議
	小口事業資金融資審議会
環境部長	防災会議
	防災会議
福祉保健部長	高齡者在宅介護支援センター運営協議会
	在宅歯科診療事業連絡協議会
	母子保健連絡協議会
	予防接種健康被害調査委員会
福祉保健部次長	子ども家庭支援センター運営協議会
	青少年問題協議会
	母子保健連絡協議会
都市建設部長	防災会議
街づくり担当部長	防災会議
	J R中央本線連続立体交差事業まちづくり委員会
健康課長	母子保健連絡協議会
	在宅歯科診療事業連絡協議会
学務課長	母子保健連絡協議会

2 官公署

警察署長	防災会議
	交通安全推進協議会
	駅前周辺放置自転車対策協議会
	青少年問題協議会
	都市計画審議会
消防署長	消防団運営審議会
	防災会議
	交通安全推進協議会
	駅前周辺放置自転車対策協議会
	都市計画審議会
保健所長	防災会議
	市民健康づくり審議会
	予防接種健康被害調査委員会
	青少年問題協議会